

選定療養費改定のお知らせ

2022年4月診療報酬改定に伴い、選定療養費が改定されましたのでお知らせします。

(当院は、東京都から承認された「地域医療支援病院」です)

	対象の方	改正【前】 2022年9月30日まで	改正【後】 2022年10月1日より
初診時 選定療養費	初診の際に、他の医療機関からの <u>紹介状(診療情報提供書)を持たずに受診</u> される場合	5,500 円 (税込)	7,700 円 (税込)
再診時 選定療養費	治療により状態が落ち着き、担当医が <u>他の医療機関への紹介を申し出た後も当院での診察を希望し、受診される場合</u>	受診の都度 2,750 円 (税込)	受診の都度 3,300 円 (税込)

徴収の対象とならない方

- ・救急診療で、緊急入院や緊急手術が必要な重篤な状態の方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療、治験協力者、災害により被害を受けた方
- ・各種公費負担制度の受給者の方(乳幼児医療・ひとり親家庭等医療・こども医療は徴収の対象となります)
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方

選定療養費とは

「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定され、紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合に診療費とは別にご負担いただく療養費です。

初診とは

初めて当院を受診された方だけでなく、過去に受診された方であっても当時の疾病が治癒していたり、自己中断した後に再度受診した場合は、初診として取り扱うこととなっています。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

選定療養費改定に伴う 重要なお知らせ

地域医療支援病院では、以下の徴収が義務化されておりますのでお知らせします。

(当院は、東京都から承認された「地域医療支援病院」です)

患者さまの希望で、他の診療科を受診する場合は、初診時選定療養費7,700円(税込)をお支払いいただきます。
なお、担当医師が当院での診察の必要性を認め、院内紹介した場合は初診時選定療養費のお支払いはありません。

紹介状(診療情報提供書)を自宅等に忘れてしまった場合は、選定療養費7,700円(税込)をお支払いいただきます。

健康保険証を忘れて受診される場合でも、保険診療と同様の取扱いとなり、紹介状(診療情報提供書)をお持ちでない場合は、選定療養費7,700円(税込)をお支払いいただきます。ただし、交通事故、労働災害は対象外となります。

救急(救急車を含む)で受診された場合であっても、緊急入院や緊急手術などの重篤な状態でなければ選定療養費7,700円(税込)をお支払いいただくことがあります。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

初診時・再診時選定療養費について

身近な「かかりつけ医」を持ちましょう

「かかりつけ医」とは、健康に関することを相談でき、必要な時は専門医療機関を紹介してくれる、身近にいて頼りになる医院、診療所、クリニック等の医師のことです。

「かかりつけ医」が患者さまの症状により、他の医療機関の受診がふさわしいと判断した場合、紹介状（診療情報提供書）を発行し、他の医療機関を受診することがあります。

当院は「地域医療支援病院」です

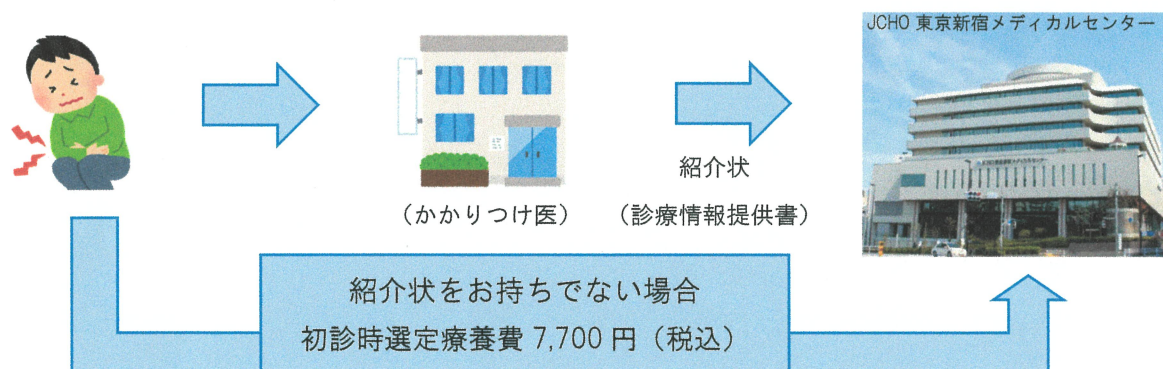
「地域医療支援病院」とは、医療機関の連携および役割分担を図るため、紹介患者さまに対する医療提供、病床や医療機器の共同利用の実施、地域の医療従事者の研修等を通じ、かかりつけ医等を支援する機能を備えた東京都から承認された病院です。

初診時・再診時選定療養費とは

初診時・再診時選定療養費は、「初期の治療は地域の医院・診療所で、高度・専門治療は病院で行う」という医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度です。

初診時選定療養費

令和4年診療報酬改定により、他の医療機関等からの紹介状（診療情報提供書）を持たない初診の方から、診療費とは別に初診時選定療養費 7,000 円以上を徴収することが義務化されました。



再診時選定療養費

令和4年診療報酬改定により、治療により状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出た後も当院での診察を希望し、受診される場合は診察費とは別に受診の都度、再診時選定療養費 3,000 円以上を徴収することが義務化されました。

当院の選定療養費

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日より
初診時選定療養費	5,500 円（税込）	7,700 円（税込）
再診時選定療養費	2,750 円（税込）	3,300 円（税込）

次に該当される場合は徴収対象外となります

- ・ 救急診療で、緊急入院や緊急手術などの重篤な状態の方
- ・ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療、治験協力者 等
- ・ 特定疾患または障害などの各種公費負担制度受給対象である場合（乳幼児医療、義務教育就学児医療、ひとり親家庭医療は徴収の対象となります）
- ・ 生活保護法による医療扶助の対象である場合
- ・ 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合

「初診」とは次の場合をいいます

初めて当院を受診された方だけでなく、過去に受診された方であっても当時の疾病が治癒していたり、自己中断した後に再度受診した場合は、初診として取り扱うこととなっています。

Q1) 受診した日に別の診療科を初診受診した場合、初診時選定療養費はかかりますか？

受診している担当医が当院での診察の必要性を認め、院内紹介する場合を除き、診療費とは別に初診時選定療養費 7,700 円（税込）をお支払いいただくこととなります。

患者さまの希望で受診する場合は、初診時選定療養費 7,700 円（税込）をお支払いいただくこととなります。

Q2) 紹介状を忘れて受診する場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

紹介状（診療情報提供書）を自宅等に忘れてしまった場合は、初診時選定療養費 7,700 円（税込）をお支払いいただきます。

Q3) 保険証を忘れて受診する場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

健康保険証を忘れて受診される場合でも保険診療と同様の取扱いとなり、紹介状（診療情報提供書）をお持ちでない場合は、初診時選定療養費 7,700 円（税込）をお支払いいただきます。

Q4) 再診時選定療養費は一度支払えばいいのですか？

治療により状態が落ち着き、担当医が他の医療機関への紹介を申し出た後も当院での診察を希望し、受診される場合は受診の都度、再診時選定療養費 3,300 円（税込）をお支払いいただくこととなります。